

令和元年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書  
【健康部における財務に関する事務の執行について】

(令和3年9月)

東大阪市

## 1. 監査の種類

包括外部監査

## 2. 令和元年度の監査テーマ

「健康部における財務に関する事務の執行について」

## 3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和3年6月末日時点）

1 ページから4 ページのとおり

## 4. 措置状況の内容（令和3年6月末日時点）

5 ページから17 ページのとおり

なお、1 回目報告（令和2年6月末日時点）で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

## 5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

## 令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)
1		○	専門職アルバイトの雇用状況について	地域健康企画課	措置済み	/
2		○	少額備品のリース契約について	地域健康企画課	措置中	措置中
3		○	准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について	地域健康企画課	措置中	措置中
4		○	最低制限価格制度の運用について	地域健康企画課	措置済み	/
5		○	薬剤の廃棄に係る手続きについて	地域健康企画課	措置済み	/
6	○		休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について	地域健康企画課	措置済み	/
7		○	備品の機種選定に係る記録について	地域健康企画課	措置予定	措置予定
8		○	医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について	地域健康企画課	措置予定	措置中
9		○	休日急病診療所における歯科診療の実施について	地域健康企画課	検討中	検討中
10		○	狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について	食品衛生課	措置済み	/
11	○		見積書の積算内訳入手の必要性について	食品衛生課	措置済み	/
12	○		獣医師による犬の鑑札の出納業務について	食品衛生課	措置済み	/
13		○	犬の鑑札の一元管理について	食品衛生課	措置済み	/
14		○	猫不妊手術助成金の周知について	食品衛生課	措置済み	/
15		○	苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について	食品衛生課	措置済み	/
16		○	犬・猫の譲渡の促進に向けた広報について	食品衛生課	措置済み	/
17		○	監視指導の計画と実績の対比について	食品衛生課	措置済み	/

## 令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)
18		○	年度終了間際の切手の購入について	食品衛生課	措置済み	/
19		○	食品衛生法の改正とその対応について	食品衛生課	措置済み	/
20		○	理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて	環境薬務課	措置中	措置中
21		○	浄化槽数の整理について	環境薬務課	措置中	措置中
22		○	簡易専用水道の定期点検受検率の向上について	環境薬務課	措置予定	措置予定
23	○		清掃業務の履行確認について	環境薬務課	措置済み	/
24		○	旧防疫事務所のテレビの設置について	環境薬務課	措置済み	/
25		○	監視指導に係るローテーション計画の具体化について	環境薬務課	措置済み	/
26		○	監視指導の計画と実績の対比について	環境薬務課	措置済み	/
27		○	保険者や事業者等との連携について	健康づくり課	措置予定	措置済み
28		○	医療機関との連携について	健康づくり課	措置予定	措置済み
29		○	補助対象者の確認方法等について	健康づくり課	措置済み	/
30		○	特定給食施設指導に係る計画策定について	健康づくり課	措置予定	措置済み
31		○	医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について	健康づくり課	措置中	措置中
32		○	公害補償管理システム機器保守点検業務等に係る随意契約理由の明記について	健康づくり課	措置済み	/
33	○		公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について	健康づくり課	措置済み	/
34		○	公害健康被害認定審査会の委員構成について	健康づくり課	措置中	措置済み

## 令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)
35		○	家庭療養指導事業における訪問指導実績集計資料のチェック体制の確立について	健康づくり課	措置済み	/
36		○	事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について	健康づくり課	措置中	措置済み
37		○	水泳教室に係る日程の見直しについて	健康づくり課	措置済み	/
38		○	備品の有効活用について	母子保健・感染症課	措置中	措置済み
39		○	小児慢性特定疾病医療費助成制度の更なる理解促進について	母子保健・感染症課	措置済み	/
40		○	BCGワクチンの購入方法について	母子保健・感染症課	検討中	不措置
41	○		定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について	母子保健・感染症課	措置済み	/
42		○	定点報告業務に係る契約の随意契約理由の明記について	母子保健・感染症課	措置済み	/
43		○	結核検診及び結核健康診断業務委託契約に係る随意契約理由の明記について	母子保健・感染症課	措置済み	/
44		○	結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて	母子保健・感染症課	措置予定	措置中
45		○	報償費に係る源泉徴収について	健康づくり課 母子保健・感染症課	措置予定	検討中
46		○	切手の受払い管理の単位について	健康づくり課 母子保健・感染症課	措置済み	/
47		○	切手の適正在庫について	健康づくり課 母子保健・感染症課	措置済み	/
48		○	保健センターにおける備品管理について	保健センター	措置済み	/
49		○	保健センターにおける切手の管理について	保健センター	措置済み	/
50		○	環境衛生検査センターの今後の活用について	環境衛生検査センター	措置中	措置済み
51		○	東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて	斎場管理課	措置予定	措置予定

## 令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)
52		○	既存火葬炉に係る修繕計画の策定について	斎場管理課	不措置	/
53		○	東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について	斎場管理課	措置予定	措置予定
54		○	斎場利用料金の見直しについて	斎場管理課	措置予定	措置予定
55	○		斎場等管理委託料の履行確認について	斎場管理課	措置中	措置中
56		○	市営及び市有墓地の管理責任の範囲と地域の墓地管理委員会との関係について	斎場管理課	検討中	検討中
57		○	市営墓地の管理と管理料の徴収の検討について	斎場管理課	検討中	検討中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
2	42 ページ		○	少額備品のリース契約について	<p>保健所及び保健センターでは、1台あたり30万円以下の少額の備品を含む様々な備品についてリース契約を交わしている。</p> <p>リース契約のメリットとして、金融効果があることが挙げられるが、一件あたりの契約金額が少額である場合、その効果は乏しい。また、設備の陳腐化リスクを低減できることもメリットであるが、少額な備品の場合、たとえ購入後に新機種が出てきても業務に与える影響は無視し得るものである。</p> <p>リース契約のデメリットとして、リース料にはリース会社の手数料・保険料・金利・税金などが含まれるので、一般的に支払総額が割高になることが挙げられる。単年度だけの支出額を見ればリースの方が小さいのは当然であるが、複数年度で見れば少なからずコスト増の要因になることを認識しておく必要がある。</p> <p>少額備品に限らず、リース契約にするメリットとデメリットを比較考量してどのような契約形態にするか検討し、必要に応じて見直すべきである。</p>	地域健康企画課	<p>すべてのリース契約物件について、リース契約にするメリットとデメリットを比較考量し、次回機種更新時における調達方法を判断しました。今後、本決定に従い調達を行って参ります。</p> <p>また、新たな備品を導入する際にも比較考量を行い、適切な方法により調達してまいります。</p>	措置中
3	50 ページ		○	准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について	<p>東大阪准看護学院の運営主体である学校法人東大阪准看護学院(以下「学校法人」という。)の貸借対照表には剰余金1,868千円のほか、準備金164,464千円が計上されているが、準備金のうち、退職準備金を除く117,778千円については、内部留保としての性格が強く、実質的な繰越金にあたる可能性が高い。</p> <p>「団体に対する補助制度運用基準」においては、「補助金の支出先団体自体の会計において、毎年翌年度への繰越金が相当額ないか」との点検項目が掲げられており、同基準に基づき、定期的な点検見直しの俎上に載せる必要がある。</p> <p>学校法人や補助金等の財政支援を行っている大阪府等の他団体との協議が前提となるが、老朽化が進行した東大阪准看護学院の施設の更新・整備を学校法人の準備金を財源として行うべく要請することも検討の余地がある。</p>	地域健康企画課	<p>当該法人の決算書が令和2年度より学校法人会計基準に基づく決算書となったことを受け、決算書作成基準の変更が各種準備金に与える影響について確認を進めております。</p> <p>同基準における各種準備金の精査後、用途や執行計画について改めて確認を行い、実質的な繰越金に相当するのかの判断を行ってまいります。</p>	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
7	62 ページ		○	備品の機種選定に係る記録について	<p>平成29年度に購入したレントゲン設備一式については、事後の休日急病診療所運営委員会において、関係する医師が機種選定に関与できなかったことについて疑問が呈された。</p> <p>そのため、平成30年度に購入した「薬剤分包機一式」については、特に関係する薬剤師と協議して機種選定を行っているものの、薬剤師との協議の内容についての記録が残されていなかった。</p> <p>機種選定にあたっては、診療所の状況等に即した適切なスペックのものを選択する必要がある。そのためには、できる限り多くの関係者に選定過程に関与してもらうか、少なくともその選定過程(議論、検討の内容)を記録し、多くの関係者に閲覧してもらえるようにするなど、議論、検討の過程をさらにオープンなものとする必要がある。</p>	地域健康企画課	医療機器や高額機器等の購入時には、関係者との協議を記録し保管します。	措置予定
8	63 ページ		○	医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について	<p>休日急病診療所では、東大阪市が医師会等との間で委託契約を締結し、医師会等から派遣された医師等により診療業務を実施している。</p> <p>派遣された医師等は、その診療業務に対する報酬を東大阪市から支給されており、東大阪市は「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」による所得税を源泉徴収している。</p> <p>本事業は、東大阪市が事業の実施を医師会等に委託しているものであり、派遣された医師等と東大阪市との間には何ら契約は存在しないことから、東大阪市は報酬の支払いを医師会等の代わりに行っているだけということになる。</p> <p>東大阪市が医師会等から報酬の支払事務を依頼されたとしても、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」による所得税を源泉徴収することの適否が問われるところであるが、その確認を行うべき主体は東大阪市ではなく、派遣された医師等への報酬支払事務を行う必要のある医師会等である。</p> <p>医師等への報酬支払事務は、本来は東大阪市が行わなければならない事務ではない。この点を再検討する必要がある。</p>	地域健康企画課	<p>委託料支払について、市から委託先(三師会)、三師会から各出務者へという本来の流れに戻すことを最終目標とすることを令和2年11月の運営委員会において提案いたしました。ただし、市・三師会双方とも内部の調整等が必要であり、急な変更が困難であったため、段階的に実施することで三師会に了承を得ました。</p> <p>まず第一段階として、令和3年1月より委託料支払の際、源泉徴収をせず出務料を支払うことで決定しました。今後は、上記最終目標を達成するため三師会と調整いたします。</p>	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
9	64 ページ		○	休日急病診療所における歯科診療の実施について	<p>平成30年度における休日急病診療所の歯科受診者は全受診者7,847人のうち、約3.0%にあたる236人に過ぎない。また、金額については、平成30年度の診療収入71,268千円のうち、歯科診療にかかる診療収入は約2.5%にあたる1,758千円である。一方、歯科診療にかかる平成30年度の委託コストは8,377千円である。</p> <p>これは、休日急病診療所における歯科診療の需要が内科及び小児科に比べて非常に少なく、休日急病診療所の収支計算の上でも赤字の大きな要因になるということの意味する。</p> <p>東大阪市は、休日急病診療所における歯科診療の需要を増加させるにはどうすれば良いか、また休日急病診療所の歯科診療に係る収支構造を改善するにはどうすれば良いか、その方策を検討しなければならない。</p> <p>まずは、市内の歯科医院の診療時間の状況を含め、休日における市民の歯科診療の需要状況について正確に把握し、休日急病診療所の歯科診療設備や体制を有効に活用することを検討していただきたい。</p>	地域健康企画課	<p>患者数が少ないとはいえ、当診療所を必要とし、来院される患者もおり、公的医療機関として、最後の受け皿としての責務を果たす役割もあります。</p> <p>これまでも各歯科診療所におけるPR活動の実施や年末年始の出務人数を減らすなど収支改善策は実施してきましたが、今後は歯科診療における需要を調査したうえで、適切な方向性を検討してまいります。</p> <p>また、歯科医師や歯科衛生士、医療事務とともに診療報酬の患者単価を上げるための手技やそれに伴う医療機器・歯科材料の購入等も検討し、少しでも赤字を減らす努力をしてまいります。</p>	検討中
20	98 ページ		○	理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて	<p>環境薬務課では、理容所・美容所の自主管理の促進を図るため、また、立入検査だけでは十分な指導が行き渡らないために、理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会を開催している。</p> <p>理容所・美容所への立入検査の実績だけでなく、理容所・美容所の施設数に対する衛生講習会参加者数の割合もかなり低いものとなっているため、今後、受講対象者の関心の高いテーマを取り上げるなど、講習会参加者の増加に向けた更なる取組みが必要である。</p>	環境薬務課	<p>講習会内容の充実など、参加者増加に向けた取組みを進める予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から昨年度に引き続き、令和3年度についても、講習会の開催にかえて、講習会資料のウェブへの掲載及び資料の郵送を希望される営業者へ資料を送付しました。資料の内容には、営業者の関心の高かった新型コロナウイルス感染症の予防を取り入れています。(措置の完了予定時期 令和4年7月)</p>	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
21	98 ページ		○	浄化槽数の整理について	<p>環境薬務課が監視の対象としている市内の浄化槽施設数は、平成30年度末時点で統計上10,528施設となっている。しかし、環境薬務課においては、1万件を超える浄化槽数は実態に合っておらず、関係部署の資料から実数は5千施設程度と推測しているとのことである。</p> <p>環境薬務課においては、現在、浄化槽数の整理を進めているものの、設置当時の設置場所の地図が不正確であったり、当時の地番と現在の住居表示が一致しなかったりして、設置場所の特定ができない等の事情から難航しているとのことである。</p> <p>整理が難航する事情については、一定、理解するところではあるが、浄化槽数は、「公衆衛生の現況」等の公表統計資料に掲載される数値であるので、正確な数値となるよう早急な整理が必要である。</p>	環境薬務課	引き続き浄化槽数の整理を進め、正確な数値の把握に努めています。 令和3年6月末浄化槽数: 5,348 (措置の完了予定時期 令和4年3月)	措置中
22	99 ページ		○	簡易専用水道の定期点検受検率の向上について	<p>簡易専用水道の設置者は、水道法の規定により、年1回の水槽の清掃及び定期点検を受けることが義務化されている。</p> <p>定期点検の受検率は、近年80%程度で推移しており、200件近い簡易専用水道の設置者が定期点検を怠っていることになる。</p> <p>環境薬務課では定期点検の実施が確認できない簡易専用水道の設置者に対して、定期点検の受検を促す文書を送付しているが、受検を促す文書には定期点検が水道法に定められた義務であることは記載されているものの、定期点検を怠った設置者に対して罰金が課される旨の記載はない。</p> <p>簡易専用水道の設置者に送付する定期点検の受検を促す文書に定期点検を怠った場合は罰金が課される旨を明記して送付し、受検率の向上を図ることを検討すべきである。</p>	環境薬務課	定期点検の受検を促す文書の内容の見直しなど、受検率向上に向けた取組みを進めます。 (措置の開始時期 令和4年1月)	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
27	111 ページ		○	保険者や事業者等との連携について	<p>がん検診の受診率算定の基礎となる対象者数は、市町村人口から就業者数及び農林水産業従事者数を控除した推計対象者数であり、職域検診等を受診する対象者が含まれている。現在は、職域検診等の対象者を把握する体制が未整備であり、市民のがん検診の受診状況について、他の実施主体によるがん検診も含めた全体像を把握することは困難である。</p> <p>東大阪市としては、がんの早期発見・適切な治療により、がんによる死亡を減少させるためのがん検診をより効果的に実施すべく、受診率に反映されない職域検診に関する保険者や事業者等との連携強化も必要と考える。</p> <p>今後は一層、地域・各種機関と連携した検診の実施や効果的な受診勧奨・啓発を実施し、がん検診の更なる受診者数の増加を目指すとともに、精度の高いがん検診を提供する体制整備が求められる。</p>	健康づくり課	<p>職域検診や人間ドック等の検診内容と、自治体がん検診では実施基準が異なるため、受診率算定に反映させることは不可能であります。がん検診受診率の基礎となる対象者数値については、国においても検討が重ねられ、令和3年度より、令和元年度受診率算定分から、推計対象者から全住民を対象へと変更されるなど、がん検診受診率の比較やがん検診の受診状況について、把握のしやすい環境整備が現在進められています。また、職域検診等の検診情報の利活用についても国で環境整備が進められており、本市においても国の動向を注視して改正に対応できるよう事業を実施しています。</p> <p>令和2年度・3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係団体との連携した検診については一部中止となりましたが、自治会や関係団体と連携して受診勧奨するなど、受診啓発を強化し、受診率向上に向けて受診勧奨及び検診機会の確保を図っています。</p>	措置済み
28	114 ページ		○	医療機関との連携について	<p>平成30年度の肝炎ウイルス検診受診者は、前年度以前と比較して大幅に増加することとなった。これは検診受診の向上を推進している東大阪市としても喜ばしい結果であったが、あくまでも医療機関独自の取組みによるものである。</p> <p>今後、限られた予算を最大限有効に活用できるよう、医療機関との連携をより一層強化し、特定健診との同時受診を勧奨するなど、受診者数の増加に取り組むことが期待される。</p>	健康づくり課	<p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数が減少、特定健診やがん検診についても受診率が下がり、肝炎ウイルス検診の同時受診の勧奨は難しい年度となりました。</p> <p>令和3年度より肝炎ウイルス検診の制度を改正し、受診者にとって費用負担なく初回精密検査を受診できるよう変更し、市民の方が受けやすい環境を整備しました。また、実施方法等を医療機関に個別に再度周知することで、医療機関における積極的な実施を図ったところであります。</p> <p>加えて、国民健康保険の特定健診受診券発送時にも、肝炎ウイルス検診の項目を記載するなど市民周知し、受診数の増加に取り組んでいきます。</p>	措置済み

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
30	129 ページ		○	特定給食施設指導に係る計画策定について	健康づくり課では予防業務として、特定給食施設(1回100食以上、1日250食以上を特定の人に提供する給食施設)等への栄養改善指導として巡回を実施しているが、現状、巡回に関する計画は策定されておらず、また、人員不足等による影響から直近3年間でもすべての特定給食施設等への巡回実績はない。 今後、特定給食施設等への巡回に関して一定のローテーションのルールを設け、より効率的・効果的に栄養改善指導を実施できるよう検討する必要がある。	健康づくり課	令和2年度に巡回指導基準と各保健センターで巡回計画を作成し、計画的に特定給食施設指導が実施できるようにしました。	措置済み
31	134 ページ		○	医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について	本補助金は市内の3医師会及び2歯科医師会に対して補助金を交付するものであるが、補助事業計画及び実績報告資料を確認した限り、計画の具体性や講習会等の事業内容・開催数・参加者数、ホームページの情報の充実・更新頻度等について、その規模・情報量の差が補助金交付先の各団体間で大きい状況であった。 補助金の基準単価の根拠については、各団体の事業実施において、人数の多少によらない経費(講演会に係る講師代や賃借料、情報管理料等)を考慮し、会員基準単価に加え、会員数調整加算、団体基準単価を設けたとされているが、その詳細は明らかでない。 具体的な計画策定や実績報告に関する証拠の提出を徹底するとともに、実施した事業の詳細について確認し、その支出の妥当性を検討し、必要に応じて補助金の算定方法についても検討する必要がある。	健康づくり課	令和2年度の実績報告では、支出内容、詳細資料について、すべての団体から内容確認を実施しました。団体間の内容量に依然差がある状況ですが、支出の妥当性の観点からは、補助対象として妥当と判断できる内容でした。令和3年度の交付申請にかかる事業計画時には、他団体での実施状況や経費など、団体間で内容に差があることを示し、費用対効果・実施目的等を再度団体で確認したうえで詳細な計画書を作成してもらうよう依頼します。	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
34	148 ページ		○	公害健康被害認定審査会の委員構成について	<p>東大阪市公害健康被害認定審査会の委員は、医師9名及び法学部教授2名から構成されており、法律学に関し学識経験のある者については大学教授のみとなっているが、他市においては弁護士が任命されているケースが多く、学識と経験の両面から審査できるよう実務家である弁護士を委員として任命することについて検討する必要があると考える。</p> <p>東大阪市では、令和2年度を目標に、審議会や委員会における女性委員の割合が40%となるよう取り組んでいるが、東大阪市公害健康被害認定審査会の委員11名中、女性委員は2名で、女性委員の割合は約18.2%となっており、目標に達していないことから、女性割合の向上のため、現在委員の推薦を依頼している医師会等に加え、推薦を依頼していない大阪府女医会や大阪弁護士会に対しても女性の推薦を依頼するなどの対策が考えられる。</p>	健康づくり課	<p>令和2年6月の委員改選時に大阪府女医会より新たに委員を推薦いただくことにより女性委員の割合が向上しました。</p> <p>弁護士の任命については、確かに他市において弁護士が任命されているケースは多くみられますがすべてではなく、また法律学の専門家として近畿大学より2名の委員に入らせていただいていることで一定の必要性は満たしていると考えられること、審査会の委員の上限は条例で15名となっているとはいえ簡単に増員していくものではないということなどを鑑み、弁護士を今すぐに委員として任命することはしないとしました。今後、審査会の議論において弁護士の必要性が認められるようなことがあれば改めて検討します。</p> <p>女性委員の参画率については基準となる40%を満たせていませんので、今後も女性委員の推薦について、関係団体に働きかけていきます。</p>	措置済み
36	156 ページ		○	事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について	<p>健康診査事業、健康相談事業及び機能訓練事業(ソフト3事業)の見直しについて、東大阪市においても、音楽教室の廃止及び水泳教室の回数削減を実施しているが、それがどのような市民の意見・要望を受けて、当該判断に至ったのかを記載した根拠資料が存在していない状況となっていた。</p> <p>保全機構からの負担金により財源が確保されているとはいえ、東大阪市として事業を実施する以上、市民の意見・要望を反映し、効果の最大化を図ることが求められる。</p> <p>保全機構から提供を受ける情報を参考にしながら、市民の意見・要望を的確に把握した上で、具体的にどのような場合において見直しや廃止を検討するかについて、一定の基準(ガイドライン等)を作成する必要があると考える。</p>	健康づくり課	<p>参加人数やアンケートでの意見など具体的にどのような場合に事業の廃止や縮小、拡大を検討する必要があるかを記載したガイドラインを作成しました。</p> <p>ガイドラインでは、参加人数、事業実施にかかる費用、周知方法など事業を行う上でのやり方、参加者へのアンケートなどの観点から事業の廃止、拡大、縮小について検討することとしています。</p>	措置済み

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
38	169 ページ		○	備品の有効活用について	<p>母子保健・感染症課の備品台帳からサンプルを抽出し、現物の管理状況を確認したところ、平成10年度に購入された人体模型(歯形)について、開封されておらず、使用の形跡がなかった。</p> <p>これらは、おそらく講習等に使用するために購入したもののことであるが、取得が約20年前であり、当時の経緯を知る人がいないため、購入の意図や使用されなかった理由は不明であるが、公金を投入して購入したものである以上、各保健センターに使用を呼びかけるなどし、有効活用を図るべきである。</p>	母子保健 ・感染症課	歯形については令和2年6月30日付で東・中・西の各保健センターへ所管換を実施し配布を行いました。	措置済み
40	185 ページ		○	BCGワクチンの購入方法について	<p>BCGワクチンには有効期限があり、また、停電発生時等のリスク回避のため、大量のまとめ買いは困難であり、各保健センターにおいて在庫を見ながら必要量を発注しており、3ヶ所の保健センターの合計で年間42回(平成30年度)の購入事務の都度、見積り合わせが行われている。</p> <p>見積り合わせは、調度課が行っているため、単価契約としても各保健センターには事務の簡素化のメリットは期待できないとのことであるが、全市的に見た場合、可能な部分から業務の簡素化を図っていくという観点から、調度課との協議を行うなどして、単価契約の導入の可否を検討する必要がある。</p>	母子保健 ・感染症課	東大阪市だけではなく、他市も含めた全体の供給量により、ワクチンの価格は決定されることから、単価契約の導入は不可能と考えております。	不措置

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
44	201 ページ		○	結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて	<p>本補助事業に係る直近3年度の決算額は当初予算額の2分の1程度で推移している。</p> <p>これは、補助対象となる定期の健康診断の実施率の問題ではなく、予算策定時の補助単価の設定によるものである。具体的には、予算策定に際しては直接撮影の補助基本単価を用いて積算しているのに対し、市内の私立学校、社会福祉施設においてはより単価の安い間接撮影によっている場合があること、また実支出額が補助基本単価より低額な場合があるためである。</p> <p>不用額の発生状況を見ると、予算積算上の補助単価が実態に即していない可能性もある。したがって、予算策定にあたっては、実績を踏まえた平均単価等を補助単価として使用することにも検討の余地がある。</p>	母子保健 ・感染症課	ご指摘を踏まえ、補助単価の見直しにあたっては実績を確認中です。	措置中
45	204 ページ		○	報償費に係る源泉徴収について	<p>保健センターにおける集団健康診査等については、医師や看護師等に対して毎年度当初に年間分の業務を依頼し、毎月の出務に係る報償費を翌月にまとめて支払っており、支払時に源泉徴収を行うにあたり、「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」丙欄を用いている。</p> <p>所得税基本通達185-8(2)においては、「あらかじめ定められた雇用契約の期間が2月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるもの(雇用契約の期間の延長又は再雇用により継続して2月を超えて雇用されることとなった者に当該2月を超える部分の期間につき支払われる給与等を除く。)」には日額表丙欄の適用があるものとされている。</p> <p>当該業務が開始した当初は業務に従事する医師等が現在よりも多く、2か月を超えて継続的に業務に従事することが少なかったため、日額表丙欄を用いることとしたと考えられるとのことであるが、現状では、前提条件となる業務への従事状況が相違してきていると考えられるため、適用している源泉徴収税額表が適切であるか検討し、必要に応じて所轄税務署へ照会するなどの対応を行う必要がある。</p>	健康 づくり課 母子保健 ・感染症課	【健康づくり課・母子保健感染症課】 業務の実態に応じた所得税額の適切な運用を図るため、今後も検討してまいります。	検討中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
50	223 頁		○	環境衛生検査センターの今後の活用について	<p>環境衛生検査センターは、保健所業務に係る感染症、食中毒、食品、飲用水、家庭用品等の衛生検査、公害関係の環境監視調査や規制指導に伴う検体分析、市民等から直接依頼を受ける有料検査を実施している。</p> <p>東大阪市のような独立した検査センターを保有する自治体はあまり多くはないとのことであるが、自前の検査センターを保有することは、食中毒等の発生時に迅速かつ柔軟に対応できるという大きなメリットがある。</p> <p>今後の環境衛生検査センターの課題は、検査機器等の整備をどのように行うか、また、精度の高い検査技術を持つ職員をどのように育成するかである。</p> <p>環境衛生検査センターが作成した主要測定分析機器導入更新計画(案)によると、令和2年度以降5年間で140百万円程度の費用を要するとのことである。</p> <p>既に、平成28年度以降の検査機器の更新及び平成30年度の多額の耐震補強等の工事を実施しており、さらに今後の投資額が必要となることを踏まえ、今後、東大阪市として、環境衛生検査センターをどのように活用するか、十分に検討する必要がある。</p>	環境衛生検査センター	<p>新型コロナウイルスの発生により、感染症対策には、PCR検査が不可欠であることが広く認知されました。令和2年4月から検査を開始し、迅速かつ柔軟な検査体制が感染拡大防止に貢献できたことから、環境衛生検査センターの重要性が再認識されたと考えています。</p> <p>令和2年度は安全キャビネット2台、等温遺伝子増幅装置の更新及び遠心沈殿機器の整備が完了しました。</p> <p>現在、耐用年数が超過している残り2台の安全キャビネット、プレハブ低温室等の更新をすすめています。職員の研修については、Web開催が主となり、積極的に参加しています。</p> <p>今後も、感染症及び食中毒の発生など健康危機管理対応に重点を置いた体制の整備を基本とし、必要な機器の整備や職員の技術レベルの向上を図ります。</p>	措置済み
51	234 頁		○	東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて	<p>東大阪市では、平成31年2月に、今後増加することが見込まれる火葬需要を推計し、備えるべき火葬炉数を確保するため必要な施設整備を行うにあたっての基本的な考え方を示した「東大阪市斎場整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を公表している。</p> <p>基本構想では、既存斎場活用品と新斎場建設案の費用を試算するなどした結果、両者を併用することとしたとのことであるが、試算の前提条件等については市内で検討されたのみであり、外部の有識者や専門家による検証確認は行われていない。</p> <p>少なくとも、新斎場の施設整備計画策定や基本構想の見直しのタイミングにおいては、試算の前提条件やトータルコストを含めた具体的な整備手法の検討結果について、外部の有識者や専門家の知見を活用し、検証確認する必要があると考える。</p>	斎場管理課	<p>現在、指摘にある東大阪市斎場整備基本構想に基づき、新斎場の整備を進めようとしているところですが、肝心の建設候補地が定まらない状況です。コスト面から今後の斎場整備の在り方を検証することについては、その手法に関わらず必要なことであり、指摘にある構想(計画)の節目においては実施すべきと思われますが、令和3年6月時点においてはその段階まで至っていません。</p>	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
53	238 ページ		○	東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について	<p>基本構想では、市営斎場を長瀬斎場と新斎場に集約し、残りの斎場については順次廃止・集約化の対象にしている。</p> <p>今後、市営斎場を廃止する場合、跡地の活用を検討する必要があるが、基本構想においては、跡地の活用策について、特段の記載はない。</p> <p>市営斎場はすべて墓地に隣接した立地であるため、墓地と切り離れた跡地活用は実質的に困難である。こうした状況を踏まえた現実的な対応としては、合葬墓、駐車場、納骨堂、新たな墓地などの選択肢が考えられる。</p> <p>現状、東大阪市では市全体の墓地需要を把握していないが、廃止後の市営斎場の跡地について墓地と一体となった効果的な活用を検討するためには、東大阪市全体の墓地に関する需給の状況を客観的なデータに基づき把握する必要がある。</p>	斎場管理課	<p>既存斎場の跡地活用については、まず既存斎場の集約化について目途を立てた後に検証することになります。集約化の前提となる新斎場の建設に進捗がみられない現状において、未だ跡地活用についての具体的な動きを取るところまで至っていません。</p>	措置予定
54	239 ページ		○	斎場利用料金の見直しについて	<p>東大阪市の市営斎場の利用料金は、単純に比較することはできないものの、大阪府内の中核市と比べると、概ね安くなっている。これは、地域の共同墓地に併設された斎場に起源がある斎場の成り立ちや火葬炉等の施設が他市と比べて老朽化が進んでいることなどから、これまで料金改定ができなかったことが要因と考えられる。</p> <p>長瀬斎場は大規模改修後のサービス向上に伴う料金改定の可能性がある。今後、料金改定を行う場合は、他市の施設整備状況や料金を比較しつつ、斎場におけるサービスと投資に係るトータルコストを勘案して、受益者負担の観点から市民への説明と納得感のある対応を行う必要がある。</p>	斎場管理課	<p>現在、大阪府下の斎場使用料の状況を調査するなど、適正な斎場使用料の設定を行うべく検証を行っています。</p>	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
55	240 頁	○		斎場等管理委託料の履行確認について	<p>斎場等管理委託料については、火葬設備保守点検業務委託料のように、火葬炉の特性から当初整備時の火葬炉事業者との随意契約になることが多くなっている。その場合、競争原理が働きにくい環境にあるため、事業者から精度の高い見積書を入手して仕様の詳細な吟味を行うとともに、履行確認の際には仕様どおりの業務が実施されているかを適切に点検確認することが求められる。</p> <p>火葬設備保守点検業務の見積書の内訳明細の記載が十分でなく、どのような修繕を行うのか明示されていなかった。また、修繕作業後に提出される「火葬装置点検表」については見積書のどの修繕項目と対応しているのか、明示されていなかった。</p> <p>修繕の必要な項目と個別の修繕内容が対応可能な報告書を入手するなど、何らかの方法で履行確認が実施可能な方法に変更する必要がある。</p>	斎場管理課	<p>監査の指摘を受け、火葬炉の修繕等を行う業者に対しては厳しく指導を行いました。その結果、修繕履歴については確認可能になりました。ただし、指摘にあるような精度の高い見積書の点については、本市の斎場、火葬炉ともに老朽が進み、修繕を要する箇所等の予測が困難なことから改善は困難であり、この点については引き続きの検討を要します。</p>	措置中
56	243 頁	○		市営及び市有墓地の管理責任の範囲と地域の墓地管理委員会との関係について	<p>市営墓地は東大阪市が直接管理しているが、市有墓地は、もともと地域の共同墓地であったものを大阪府の指導に基づき、土地所有者から寄附を受けたものである。このため、底地のみが東大阪市の所有であり、墓地の管理運営は地元の墓地管理委員会が行う形式となっている。</p> <p>市営墓地のうち、長瀬及び小阪墓地では地域の墓地管理委員会が東大阪市の許可なく墓地使用者に対して費用徴収しているが、維持管理費用は東大阪市が負担していることから、本来、管理料は無料であるはずである。</p> <p>東大阪市が市営墓地において任意団体である墓地管理委員会に管理料を徴収することを事実上容認してきた経緯があるとしても、墓地の使用者に対して誤解を招かないよう、任意団体による徴収であることを明確にする必要がある。</p> <p>市有墓地のうち、上六万寺墓地において平成29年8月の大雨の影響で擁壁の一部が壊れ、その修繕に要する費用負担を東大阪市と墓地管理委員会との間で協議する事案があり、民法上の所有者責任に基づき東大阪市が費用負担することとなったが、その一部について東大阪市から墓地管理委員会に負担を要請している。</p> <p>土地所有者である東大阪市が管理運営者である墓地管理委員会に対して、どこまで墓地周囲の修繕費負担をするかは議論の余地があるが、東大阪市の責任の所在を明らかにするために、墓地管理委員会との間で、市有墓地の管理責任の範囲に係る基本方針についての合意書や、その方針に基づく費用負担の協定書などを締結することが考えられる。</p>	斎場管理課	<p>墓地の底地の所有者が市である、いわゆる市有墓地について、リスク分担にかかる協定書の作成を、という意見については当面は民法等の解釈によってリスクの分担はほぼ明確にできると考えます。ただ、現在の墓地管理委員会と市の関係では、何らその権利関係を示すものがないため、先々は何らかの書面を交わす必要があるかも知れません。意見に対する措置は過去からの経過もあり、数年で可能なものではないと思われるため、未だ措置には至っていません。</p>	検討中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
57	245ページ		○	市営墓地の管理と管理料の徴収の検討について	<p>市営墓地に係る墓地図は各市営墓地の現場に備えているほか、斎場管理課においても備えている。また、墓籍(墓地台帳)はデータ管理されており、墓地台帳において利用者の異動状況が管理されている。</p> <p>利用者の異動状況については、墓地使用者からの申請があった時の台帳上の管理にとどまっており、墓地使用者の居所確認は特に実施していない。このため、墓地使用者の居所不明や相続放棄等があったとしても、それを正確に把握する方法はなく、墓地が長期間放置された結果、無縁墓地になることも否定できない。</p> <p>墓地の適正管理の観点から、適時に墓地使用者を確認するためにも、さらには、受益者負担の観点から、墓地の管理コストの公平な負担を求めるためにも、債権管理手続きを行う体制などを検討した上で、墓地管理料の有償化を検討する必要がある。</p>	斎場管理課	指摘の内容の検討にはまず、墓地使用者の居所等の把握が必要となります。市政の開始よりもはるか以前から存在する墓の状況を調べる必要もありますが、近いうちに着手できるように検討を始めています。	検討中